

③海外での医療費負担が重くなる原因は？

株式会社 プレステージ・インターナショナル

医療費の増加に影響を及ぼす要因



1. 本人負担比率が少ない
→軽度の症状でも通院するケースが増える
2. 補償範囲が広い
→「赴任期間中に治せるものは治す」という意識が増長される（特に歯科疾病）。
3. 平均年齢が高い
→病気にかかる頻度が高い
4. 子女の帯同率が高い
→病気にかかる頻度が高い。
5. 都市部への派遣比率が高い
→医療サービスレベルもアクセスも優れているが医療費水準も高い。

実行可能な
施策

「本人負担比率」と「補償範囲」の検証を行い、福利厚生制度の見直しに着手する

モデルごとの利用状況の比較



弊社実績から、以下のようなタイプの企業は、医療費支援の利用頻度が高い傾向にあると言える。

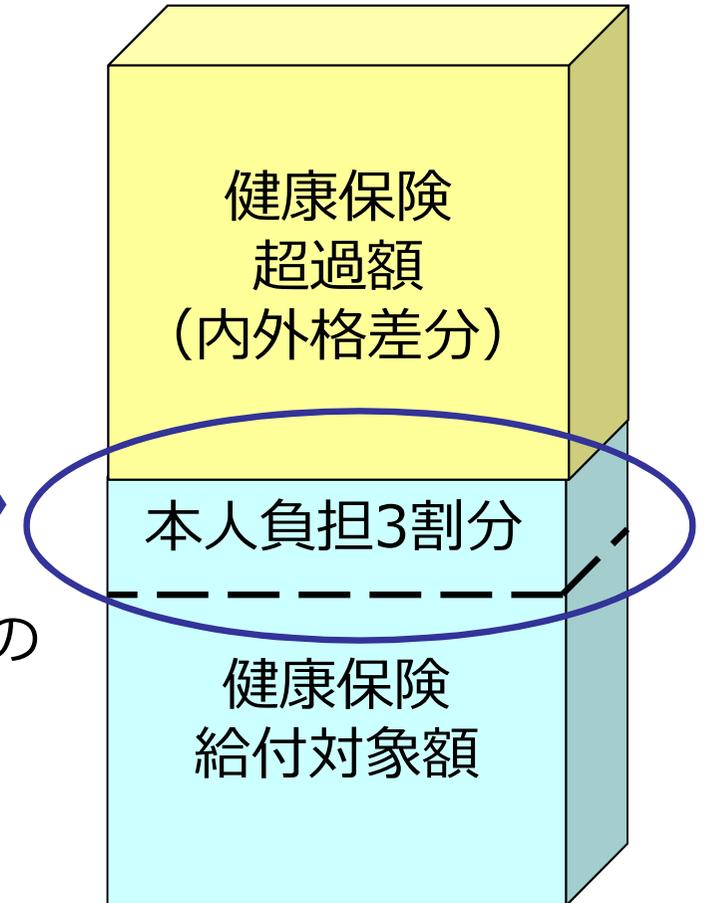
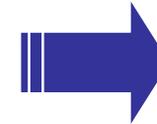
- ① 「派遣社員の平均年齢」が高い
- ② 「帯同率」が高い
- ③ 「派遣地域」が都市部に多い
- ④ 「本人負担」が少ない
- ⑤ 「補償範囲」が広い

	医療費支援方法	本人負担比率	補償範囲	平均年齢 (家族除く)	帯同率	対象地域	2013年度 年間医療費 (1名当り)
A社	健保+企業 (= 保険)	無し	健保給付基準 + 一部現地事情考慮	42	2.2人	全世界 (派遣先の多くが 都市部に集中し、 米国の割合が高い)	¥212,104
B社	健保+企業 (= 保険)	健保給付 対象 3割	健保給付基準	40	1.7人	全世界 (新興地域も含め 全世界に満遍なく)	¥159,606
C社	健保+企業 (= 保険)	健保給付 対象 3割	健保給付基準 + 一部現地事情考慮	38	1.1人	全世界 (派遣先の多くが アジア地域に集中)	¥91,961

【出展】 弊社取扱いデータ

医療費に影響を与える属性① (本人負担)

属性	項目	倍率
本人負担	なし	1.00
	3割	0.84

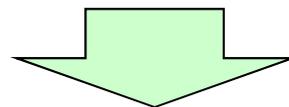


※海外医療費の中から、国内健康保険の給付対象額の3割相当分を本人が負担した場合
(日本国内の負担額と同水準に設定した場合)

本人負担がある場合、医者にかかる回数ならびに医療費単価が減少する。

医療先進国（米国等）で現地保険に加入した場合、日本では一般的に補償されない内容も認められているケースが少なくない。

- 例
- ① 歯科における審美目的の治療
 - ② 歯科において国内健康保険対象外の材料を用いた治療
（ポーセレン/メタルボンド/金合金 等）
 - ③ カイロプラクティック
 - ④ 眼鏡・コンタクトレンズ作成費用
 - ⑤ 不妊治療



不要不急な内容まで補償されるため、当然の事ながら、医療費の高騰に繋がる

医療費に影響を与える属性③ (年齢)



属性	項目	倍率
年齢	10代未満	1.00
	10代	0.69
	20代	0.89
	30代	1.08
	40代	1.22
	50代	1.49
	60代以降	1.61

平均年齢が高いと病気にかかる頻度が高くなる

医療費に影響を与える属性④（帯同）



属性	項目	倍率
性別	男性	1.00
	女性	1.01
続柄	本人	1.00
	配偶者	1.20
	家族	1.07

帯同率が高いと病気にかかる頻度が高くなる

医療費に影響を与える属性⑤（派遣地域）



赴任国	倍率	赴任国	倍率
アメリカ	2.05	タイ	1.77
イギリス	1.83	インド	0.45
その他欧州	1.04	その他アジア	0.88
中国	1.40	オーストラリア	1.86
シンガポール	1.96	新興地域	1.00

アメリカ（医療費が高額であり、医療水準も高い（特に歯科））、シンガポール、タイ（医療機関が整っている）等に派遣している場合は、医療費への影響が高い。

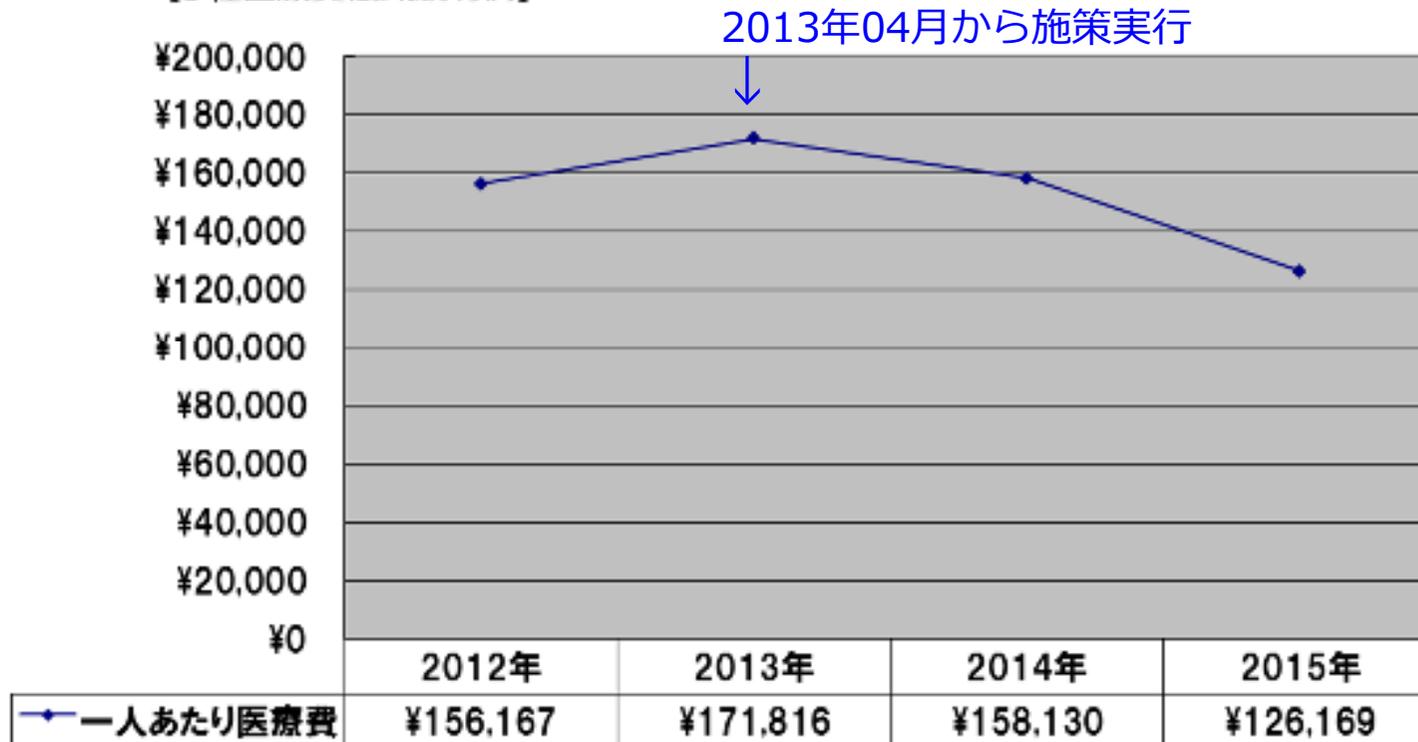
海外医療費低減成功例



最も海外医療費と関係性が高い、本人負担の導入及び適正な負担割合の設定を行うことが先決。

従来は国内健康保険給付基準に加えて、幅広く現地事情を考慮し補償範囲のほぼ全額を企業が実費負担していたが、段階的に補償範囲を見直し、本人負担を導入したことで海外医療費低減に成功している。

【D社医療費低減成功例】



【出典】 弊社取扱いデータ

本書の著作権に関しまして



本PDFファイルに掲載している文章、画像、表、グラフなどのコンテンツの著作権は、株式会社プレステージ・インターナショナルまたは正当な権利を有する第三者に帰属しています。これらのコンテンツの一部または全部を著作権法第30条に規定する私的使用以外の目的で複製することはできません。

著作権者の承諾なしに本書の一部または全部をWebサイトに転載すると著作権法違反となり、3年以下の懲役、又は300万円以下（法人に対しては最高1億円）の罰金が課せられます。

著作権法第32条では、

「公表された著作物は、引用して利用することができる」と規定されていますが、その文章に続けて「その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上、正当な範囲内で行なわれるものでなければならない」と規定されています。

ただ単に出所を表示しただけでは、著作権法で定められた「引用」として扱われませんので、ご注意ください。